

**漁業経営セーフティーネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(平成22年第1四半期～)**

(1) 月別平均原油価格(単位:円/kl)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
1月	44,090	48,130	53,410	60,580	67,990	34,300	19,940
2月	41,890	52,110	57,520	65,140	67,470	41,640	21,210
3月	44,130	56,010	63,630	62,930	67,100	41,550	24,980
4月	49,130	61,020	60,200	62,510	67,620	44,080	26,980
5月	44,350	55,500	53,840	63,840	67,720	48,290	30,380
6月	42,360	54,640	47,110	61,490	69,370	48,090	30,750
7月	40,030	55,110	49,340	64,960	67,920	43,540	27,770
8月	39,920	51,060	53,810	65,960	66,020	36,960	27,850
9月	39,930	51,480	54,700	67,660	65,200	34,310	27,790
10月	41,390	50,310	54,090	65,660	58,850	34,620	31,980
11月	43,470	53,280	54,570	66,650	56,330	32,140	29,870
12月	46,760	52,340	55,940	70,210	45,590	26,510	38,000

	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1月	38,770	46,150	<b>40,490</b>	<b>44,220</b>	<b>35,720</b>	<b>60,280</b>	<b>65,840</b>
2月	38,730	42,590	<b>44,830</b>	<b>37,500</b>	<b>40,330</b>	<b>66,910</b>	<b>68,530</b>
3月	36,400	41,850	<b>46,830</b>	<b>22,790</b>	<b>44,010</b>	<b>82,670</b>	<b>66,110</b>
4月	36,210	46,130	<b>49,860</b>	<b>13,840</b>	<b>43,170</b>	<b>81,440</b>	<b>69,980</b>
5月	35,680	51,360	<b>47,930</b>	<b>20,570</b>	<b>45,540</b>	<b>87,600</b>	<b>64,760</b>
6月	32,420	50,930	<b>42,000</b>	<b>27,590</b>	<b>49,570</b>	<b>95,390</b>	<b>66,630</b>
7月	33,640	51,220	<b>43,080</b>	<b>29,080</b>	<b>50,580</b>	<b>88,720</b>	<b>71,490</b>
8月	34,720	50,640	<b>39,520</b>	<b>29,340</b>	<b>48,010</b>	<b>82,170</b>	<b>78,760</b>
9月	37,380	54,370	<b>41,300</b>	<b>27,600</b>	<b>50,310</b>	<b>81,810</b>	<b>86,700</b>
10月	39,460	<b>56,330</b>	<b>40,380</b>	<b>26,920</b>	<b>58,040</b>	<b>84,360</b>	<b>84,450</b>
11月	43,210	<b>46,740</b>	<b>42,450</b>	<b>28,500</b>	<b>57,630</b>	<b>77,260</b>	<b>78,800</b>
12月	43,780	<b>40,560</b>	<b>44,580</b>	<b>32,530</b>	<b>52,420</b>	<b>65,650</b>	<b>70,100</b>

	令和6年	令和7年	令和8年
1月	<b>72,720</b>	<b>79,170</b>	
2月	<b>76,050</b>	<b>74,500</b>	
3月	<b>79,210</b>	<b>68,040</b>	
4月	<b>86,090</b>	<b>61,560</b>	
5月	<b>82,580</b>	<b>58,020</b>	
6月	<b>81,970</b>	<b>62,970</b>	
7月	<b>83,390</b>	<b>65,400</b>	
8月	<b>71,410</b>	<b>64,460</b>	
9月	<b>66,370</b>	<b>65,160</b>	
10月	<b>70,550</b>	61,850	
11月	<b>70,270</b>	62,930	
12月	<b>70,830</b>	60,860	

資料: (株)東京商品取引所公表の中東産原油価格の最終決済価格

注: 太字の着色部分は令和7年10月～令和7年12月期の補填基準価格の算出に用いられた期間

**漁業経営セーフティネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(令和5年度第1四半期～)**

(2) 原油及びA重油の四半期平均価格・7中5平均価格の推移

単位:円/kl

対象期間 (注1)	四半期の 平均原油価格 (注2)	7中5平均 原油価格 (注2)	調整前補填単価 (注2)	四半期の 平均A重油価格 (注3)	7中5平均 A重油価格 (注3)	A重油価格で 算出した補填単価 (注3)	調整単価 (注3)	価格差補填単価(注4) 【実質補填単価】			
								補填単価 ③-⑦	任意取崩単価 (注5)	合算単価	
	①	②	③:①-②	④	⑤	⑥:④-⑤	⑦:③-⑥	③-⑦	(注5)		
令和5年度	第1四半期 (4～6月期)	67,123.3	43,736.5	23,380	89,666.6	66,265.9	23,400	0	23,380	10,000	33,380
	第2四半期 (7～9月期)	78,983.3	45,520.3	33,460	99,896.9	67,952.6	31,940	1,520	31,940	10,000	41,940
	第3四半期 (10～12月期)	77,783.3	47,372.8	30,410	90,770.9	69,600.8	21,170	9,240	21,170	10,000	31,170
	第4四半期 (1～3月期)	75,993.3	49,284.1	26,700	92,552.0	71,269.3	21,280	5,420	21,280	10,000	31,280
令和6年度	第1四半期 (4～6月期)	83,546.6	51,178.0	32,360	92,905.2	72,859.4	20,040	12,320	20,040	10,000	30,040
	第2四半期 (7～9月期)	73,723.3	53,392.0	20,330	90,460.8	74,553.9	15,900	4,430	15,900	10,000	25,900
	第3四半期 (10～12月期)	70,550.0	55,208.5	15,340	92,029.9	76,197.0	15,830	0	15,340	10,000	25,340
	第4四半期 (1～3月期)	73,903.3	56,628.5	17,270	99,339.0	77,675.9	21,660	0	17,270	10,000	27,270
令和7年度	第1四半期 (4～6月期)	60,850.0	58,147.1	2,700	99,039.1	79,002.8	20,030	0	2,700	2,700	5,400
	第2四半期 (7～9月期)	65,006.6	58,716.0	6,290	99,444.4	80,104.2	19,340	0	6,290	6,290	12,580
	第3四半期 (10～12月期)	61,880.0	59,362.5	2,510	97,785.9	81,068.1	16,710	0	2,510	2,510	5,020
	第4四半期 (1～3月期)	(注6)	60,062.6	(注6)	(注6)	82,278.3	(注6)	(注6)	(注6)	(注6)	(注6)

注1: 補填発動の有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期に行われる。

注2: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び調整前補填単価は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。7中5平均原油価格は、直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。

注3: 経済産業省が実施する「燃料油価格激変緩和対策事業」の支給が発動している四半期に限り、調整前補填単価から調整単価を差し引くものとする。

調整単価は、一般財団法人経済調査会が編集発行している「デジタル物価版 石油製品編」のA重油販売価格を用いて算出している。

四半期の平均A重油価格、7中5平均A重油価格及びA重油の補填単価は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。7中5平均A重油価格は、直前7年間のA重油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均A重油価格。(ただし、調整単価がマイナスとなる場合は0円/klとする。)

注4: 価格差補填単価は、調整前補填単価から調整単価を減じた額を補填単価とし、補填単価に相当する額を任意取崩単価と呼称する。ただし、任意取崩単価は10,000円/klを上限とする。

注5: 任意取崩単価は、加入者の判断に応じて積立残額の範囲内で取崩することができる単価。

価格差補填発動した場合、令和4年度より実施している削減目標で設定した削減率に応じて、補填基準価格からの超過割合に応じて国の負担割合が増加する。

削減率: 5%(基準年購入数量が50kl以下は4%)は1:1、1:2、1:3。削減率: 3%(基準年購入数量が50kl以下は2%)は1:1、1:2。削減率: 現状以下は1:1。

価格差補填単価の負担割合は、補填基準価格×108.5%までが国:加入者=1:1、補填基準価格×108.5%以上が国:加入者=2:1、補填基準価格×117%以上の部分が国:加入者=3:1となる。任意取崩は漁業者負担100%。

注6: 令和7年度第4四半期については、令和8年1～3月の月別平均原油価格及び月別平均A重油価格がすべて発表され、平均値が算出され次第、掲載する予定。

**漁業経営セーフティーネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(平成30年第3四半期～令和4年第4四半期)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位: 円/KI

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注2)	価格差補填金の 補填基準価格 (7中5平均原油価格) (注2)	急騰対策補填金(注3)			価格差補填金(注4)		
				補填金単価 上昇額の3/4	任意取崩単価(注5) 上昇額の1/4	合算単価	補填金単価 上昇額100%	任意取崩単価(注5) 上昇額100%(注4)	合算単価
平成30年度	第3四半期 (10～12月期)	47,876.6	48,505.5	4,290	1,430	5,720 (4,290+1,430)	-	-	-
	第4四半期 (1～3月期)	44,050.0	48,300.5	-	-	-	-	-	-
令和元年度 (平成31年度)	第1四半期 (4～6月期)	46,596.6	47,593.6	-	-	-	-	-	-
令和元年度	第2四半期 (7～9月期)	41,300.0	47,237.6	-	-	-	-	-	-
	第3四半期 (10～12月期)	42,470.0	46,671.8	-	-	-	-	-	-
	第4四半期 (1～3月期)	34,836.6	46,052.0	-	-	-	-	-	-
令和2年度	第1四半期 (4～6月期)	20,666.6	44,802.8	-	-	-	-	-	-
	第2四半期 (7～9月期)	28,673.3	43,188.8	-	-	-	-	-	-
	第3四半期 (10～12月期)	29,316.6	41,363.0	-	-	-	-	-	-
	第4四半期 (1～3月期)	40,020.0	39,984.8	8,020	2,670	10,690 (8,020+2,670)	-	-	-
令和3年度	第1四半期 (4～6月期)	46,093.3	39,370.0	19,070	6,350	25,420 (19,070+6,350)	-	-	-
	第2四半期 (7～9月期)	49,633.3	39,150.8	15,720	5,240	20,960 (15,720+5,240)	-	-	-
	第3四半期 (10～12月期)	56,030.0	39,124.8	20,030	6,670	26,700 (20,030+6,670)	-	-	-
	第4四半期 (1～3月期)	69,953.3	39,191.1	-	-	-	30,760	10,000	40,760 (30,760+10,000)

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注2)	価格差補填金の 補填基準価格 (7中5平均原油価格) (注2)	急騰対策補填金(注3)			価格差補填金(注4)			
				補填金単価	任意取崩単価(注5)		補填金単価	任意取崩単価(注5)		合算単価
					合算単価	上昇額の3/4		上昇額の1/4	上昇額100%	
令和4年度	第1四半期 (4~6月期)	88,143.3	39,745.5	-	-	-	48,390	10,000	58,390 (48,390+ 10,000)	
	第2四半期 (7~9月期)	84,233.3	39,951.0	-	-	-	44,280	10,000	54,280 (44,280+ 10,000)	
	第3四半期 (10~12月期)	75,756.6	40,673.3	-	-	-	35,080	10,000	45,080 (35,080+ 10,000)	
	第4四半期 (1~3月期)	66,826.6	41,964.1	-	-	-	24,860	10,000	34,860 (24,860+ 10,000)	

注1: 補填発動の有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期に行われる。

注2: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。7中5平均原油価格は、直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。

注3: 急騰対策補填金は、要件①と②を満たした場合に補填発動となる。

要件①は、四半期の平均原油価格が7中5平均原油価格×85%以上であること。

要件②は、直前四半期の平均原油価格×120%以上。ただし、直前四半期が120%以上に達しなかった場合、前年同四半期の平均原油価格×120%以上であること。さらに、直前と前年が120%以上上昇していない場合では、2年前同四半期の平均原油価格×140%以上上昇していること。

急騰対策補填金は、四半期の平均原油価格から要件②を満たした四半期(ただし、2年前同四半期の平均原油価格×140%以上の条件を満たした場合は前年同四半期)の平均原油価格までの上昇額の3/4部分を補填金単価、上昇額の1/4に相当する額を任意取崩単価と呼称する。

ただし、直前と前年が120%以上上昇していない場合で、2年前同四半期の平均原油価格×140%以上上昇している場合は、前年同四半期の平均原油価格を用いる。

急騰対策補填金の負担割合は、補填金単価(上昇額の3/4)が国:加入者=1:1。任意取崩単価(上昇額の1/4)が漁業者負担100%。

注4: 価格差補填金は、四半期の平均原油価格から7中5平均原油価格までの上昇額を補填金単価、さらに補填金単価に相当する額を任意取崩単価と呼称する。ただし、任意取崩単価は10,000円/klを上限とする。

価格差補填金の補填金単価の負担割合は、補填基準価格×108.5%までが国:加入者=1:1、補填基準価格×108.5%以上が国:加入者=2:1、特別対策加入者は補填基準価格×117%以上の部分が国:加入者=3:1となる。任意取崩は漁業者負担100%。

※漁業用燃料特別対策は、平成25年度7~9月期(第2四半期)より開始。

注5: 任意取崩単価は、加入者の判断に応じて積立残額の範囲内で取崩することができる単価。

**漁業経営セーフティネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(平成27年第4四半期～平成30年第2四半期)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位:円/kl

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注2)	価格差補填金の 補填基準価格 (7中5平均 原油価格) (注2)	急騰対策補填金 (注3)		補填金単価(注4)	内訳		
				要件①※1	要件②※2		合計	負担割合(1:1分)	負担割合(1:2分)
						※特別対策(注5)加入者			
平成27年度	第4四半期 (1～3月期)	22,043.3	51,142.5	37,308.0 (46,995.9)	43,471.1	無	無	無	無
平成28年度	第1四半期 (4～6月期)	29,370.0	51,142.5	26,452.0 (56,184.0)	43,471.1	無	無	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	27,803.3	51,083.1	35,244.0 (45,924.0)	43,420.6	無	無	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	33,283.3	50,842.1	33,364.0 (37,308.0)	43,215.8	無	無	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	37,966.6	50,453.3	39,940.0 (26,452.0)	42,885.3	無	無	無	無
平成29年度	第1四半期 (4～6月期)	34,770.0	50,183.1	45,560.0 (35,244.0)	42,655.6	無	無	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	35,246.6	49,657.6	41,724.0 (33,364.0)	42,209.0	無	無	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	42,150.0	49,422.0	42,296.0 (39,940.0)	42,008.7	4,430	4,430 (急騰対策)	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	43,530.0	49,335.8	50,580.0 (45,560.0)	41,935.4	無	無	無	無
平成30年度	第1四半期 (4～6月期)	49,473.3	48,908.1	52,236.0 (41,724.0)	41,571.9	7,060	4,160	2,900	無
	第2四半期 (7～9月期) (注6)	52,076.6	48,529.1	59,368.0 (42,296.0)	41,249.7	6,640	4,130	2,510	無

注1: 補填発動の有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期上旬に行われる。

注2: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。7中5平均原油価格は、直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。

注3: 急騰対策補填金は、要件①と②を満たした場合に補填発動となる。

※1: 要件①は、直前四半期の平均原油価格×120%以上。ただし、直前四半期が120%以上に達しなかった場合、前年同期の平均原油価格×120%以上。

※2: 要件②は、7中5平均原油価格×85%以上

注4: 急騰対策補填金の補填金単価の負担割合は国:加入者=1:1。

※価格差補填金の補填金単価の負担割合は、補填基準価格×108.5%以上が国:加入者=2:1、特別対策加入者は補填基準価格×117%以上の部分が国:加入者=3:1となる。

注5: 漁業用燃油特別対策は、平成25年度7～9月期(第2四半期)より開始。

注6: 平成30年度第2四半期は特例として、加入者の判断に応じて補填金額を積立残額の範囲内で取崩することができる。

**漁業経営セーフティーネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(平成24年第1四半期～27年第3四半期)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位: 円/kl

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注4)	7中5平均 原油価格 (注2、4)	補填の 基準価格 (注3、4)	補填単価 (注5)	
					うち特別対策分(注6)	
平成24年度	第1四半期 (4～6月期)	53,716.6	46,516.8	53,494.3	220	
	第2四半期 (7～9月期)	52,616.6	47,249.5	51,974.4	640	
	第3四半期 (10～12月期)	54,866.6	47,891.0	50,285.5	4,580	
	第4四半期 (1～3月期)	62,883.3	48,635.3	48,635.3	14,240	
平成25年度	第1四半期 (4～6月期)	62,613.3	49,523.1	49,523.1	13,090	
	第2四半期 (7～9月期)	66,193.3	50,226.1	50,226.1	15,960	(4,190)
	第3四半期 (10～12月期)	67,506.6	50,916.5	50,916.5	16,590	(5,500)
	第4四半期 (1～3月期)	67,520.0	51,980.3	51,980.3	15,530	(5,520)
平成26年度	第1四半期 (4～6月期)	68,236.6	53,144.3	53,144.3	15,090	(6,230)
	第2四半期 (7～9月期)	66,380.0	54,000.6	54,000.6	12,370	(4,380)
	第3四半期 (10～12月期)	53,590.0	54,698.5	54,698.5	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	39,163.3	54,410.6	54,410.6	無	無
平成27年度	第1四半期 (4～6月期)	46,820.0	53,426.1	53,426.1	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	38,270.0	52,423.0	52,423.0	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	31,090.0	51,204.6	51,204.6	無	無

注1: 補填金支払いの有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期上旬に行われる。

注2: 直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。

注3: 補填の基準価格は7中5平均原油価格。ただし、平成24年4～6月の四半期、7～9月の四半期及び10～12月の四半期に係る補填の基準価格は次のとおりとする。

・平成24年4～6月期: 7中5平均原油価格×1.15・平成24年7～9月期: 7中5平均原油価格×1.10・平成24年10～12月期: 7中5平均原油価格×1.05  
(漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について「平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知」を参照)

注4: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填の基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。

注5: 補填金のうち1/2が国の助成、ただし特別対策発動ラインである62,000円/klを超える漁業用燃油緊急特別対策分については3/4が国の助成。

注6: 漁業用燃油緊急特別対策は、平成25年度7～9月期(第2四半期)より開始。